接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路11側末端からトルまでの滑走路上
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端
（略）			
転回灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大百二十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個
風向灯	発光ダイオード、不動光		飛行場灯台の西南西約千九百六十メートルの位置及び南東約六百七十メートルの位置

接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路11側末端からトルまでの滑走路上
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端
（略）			
転回灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大百八十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の西南西約千九百六十メートルの位置及び南東約六百七十メートルの位置

附　則

この告示は、令和七年十月二日から施行する。

○国土交通省告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の六十六第一項の規定に基づき、道路脱炭素化基本方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路脱炭素化基本方針

この基本方針は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の66の規定に基づき、道路の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道路の脱炭素化の推進の意義および目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項等を定めるものである。

一　道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

１．道路の脱炭素化の推進の意義

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念されており、気候変動対策の推進は、我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっている。

こうした中、脱炭素社会の実現に向けて、我が国全体の目標設定やその実現に向けた対策の強化が進められている。2025年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、「我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指す。さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することを目指す。」とし、「2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。」としている。

道路は、我が国の経済成長を支え、安全・安心な暮らしを確保する重要な社会基盤である一方、国内のCO_2排出量の約18％（2022年度）を占めている状況にある。今後、法第１条の２に規定する基本理念を踏まえ、道路が脱炭素に関わる役割と責任を積極的に果たしていくためには、更なる道路管理者による協働の促進や、関係者との共創領域の深掘り等によって、道路施策の目標設定の具体化や施策内容の拡充をはじめとする取組を強化することが必要である。

２．道路の脱炭素化の推進の目標

地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）の削減目標を踏まえ、道路におけるCO_2排出量を2013年度比で、2030年度46％、2035年度60％、2040年度73％削減の達成を目指す。

また、2050年度にはカーボンニュートラルの達成を目指す。

なお、道路における排出については、自らの事業活動による排出に伴う「道路管理分野」（Scope1,2）、自らの事業活動に関連する他者の排出に伴う「道路整備分野」・「道路利用分野」（Scope3）に大別して整理する。

「道路管理分野」については、道路管理者の主体的な取組により排出量を削減できることから、分野全体に関わる定量的な削減目標を設定する。

一方で、「道路整備分野」・「道路利用分野」については、道路における排出の９割以上を占めているが、建設材料の製造過程等における排出削減や次世代自動車の普及・燃費改善など道路管理者の主体的な取組だけでは排出量の削減ができない分野である。このため、地球温暖化対策計画に掲げられた道路に関連する指標等を踏まえながら、関係者と連携・協働し、これに寄与する個別の施策内容や目標を可能な限り設定することによって、道路におけるCO_2排出量の削減目標に貢献することとする。また、今後、これらの分野に関わる技術的な知見の向上や施策の充実等を行ったうえで、各分野における全体の定量的な削減目標を設定することとする。